

（案）

「広報誌やまとたかだ」等広告枠使用契約書

大和高田市（以下「甲」という。）と●●●●●●（以下「乙」という。）との間に、甲の発行する広報誌及び甲の管理するホームページの広告枠の乙の使用について、次の条項により契約を締結する。

第1条 甲は、広報誌やまとたかだの紙面の一部及び大和高田市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）の一部を広告掲載のため乙に使用させるものとし、乙は当該使用に対して甲に対価を支払うものとする。

第2条 本契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第3条 甲は次の条件により、乙の広告枠の使用を承認する。

- （1） 乙が掲載できる広告（以下「掲載広告」という。）の範囲は、甲が別に定める基準のとおりとし、広告内容、デザイン及びコピーについては、甲、乙協議によって定める。この場合において、甲、乙の協議が整わないときは、その広告は掲載できない。
- （2） 掲載広告の内容についての責任は、乙に帰するものとする。
- （3） 乙が広告を掲載できる期間は、広報誌においては、令和8年5月号から令和9年4月号の通算12回、市ホームページにおいては、令和8年5月1日から令和9年4月30日までとする。
- （4） 乙は、広報誌については、発行月の前月末18営業日前までに完全版下原稿を納品する。市ホームページのバナー広告データについては、掲載希望月の前月末5営業日前までに納品する。

第4条 各掲載枠の広告枠使用料は、下記の通りとする。

○広報誌

表4（一面）	表3（一面の1 / 8の枠）
円（税込）/月	円（税込）/月

中ページ下部	中ページ下部 (12号 一括申込)
円(税込)/月	円(税込)/月

○市ホームページ

1 枠 5, 000 円(税込)/月(市が指定する位置・サイズ)

第5条 乙が広告掲載依頼者から徴収することができる広告掲載料は、乙が決定し甲に報告するものとする。

ただし、中ページの下部の広告枠については、広告掲載依頼者へ請求する広告掲載料は、デザイン料を含め1件あたり上限30,000円(税込)とし、令和8年5月号から令和9年4月号を一括して申込んだ広告掲載依頼者に対する割引額を広告掲載料1か月分とする。

第6条 乙は、広告枠使用料において、広報誌の表4については甲の指定する日までに月一回一括で甲に納入し、その他の広告枠使用料については、掲載月の前月末までに甲に掲載月分を納入すること。但し、甲との協議の上、期限までの納入が困難な場合は、その限りではない。

第7条 乙は、広告枠使用料を第6条に定める期日までに納入しなかったときは、その期日から納入の日までの日数に応じ、年2.5%の割合による遅滞料を加算して支払うものとする。

第8条 乙がこの契約中、この遵守すべき事項を履行しない場合は、催告を要せずこの契約は解除され、契約解除日以降に発行する広報誌及び市ホームページの広告枠は甲に帰属する。

第9条 甲又は乙は、当該事業を廃止、又は中止しようとするときは、広報誌発行予定日の60日前までに通知するものとする。

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店もしくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたこと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第11条 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する課徴金納付命令）が確定したとき。
- (2) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 甲は、前項の規定による契約解除をした場合において、乙に損害が生じてもその責めを負わない。

第12条 この契約書に記載されていない事項についても、仕様書に定めがある場合は従うものとする。

第13条 この契約書及び仕様書に記載されていない事項及びこの契約に記載されている事項の解釈につき、疑義が生じた場合は、甲、乙協議により誠意を持って解決するも

のとする。

以上、契約の証として本書 2 通を作成し、甲、乙各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 奈良県大和高田市大字大中 9 8 番地 4
大和高田市
大和高田市 堀内 大造

乙